

上越市エネルギー価格高騰経済対策 収益力向上・賃上げ環境整備補助金

市では、物価高騰の影響を受ける中小企業者等の賃上げ環境の整備に向けて、新たな事業活動の実施により収益力を向上させるとともに給与等の引上げを行う中小企業者等に、上限50万円(補助率2/3)を補助します。

制度概要

【1】対象者

市内に事業所を有する中小企業者等であって、次のいずれにも該当する事業者

- ① 市税を滞納していないこと
- ② 法人にあっては法人税の青色申告、個人にあっては所得税の青色申告を行っていること

※中小企業者等…中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者（第6号に規定する事業者を除く）、法人税法別表第2に規定する学校法人及び社会福祉法人のほか、農林水産事業者

【2】対象事業

下記の①～③のいずれかの事業を実施し、給与等の引上げ（雇用者給与等支給額が前事業年度と比較して2.0パーセント以上の増加、又は同等の増加）をすること

① 新商品又は新サービスの開発

【対象事業例】

新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等の事業

- ・テイクアウト用の新商品を開発する
- ・イベントで実演販売を行う
- ・新たに移動販売を行う

② 新事業分野への進出

【対象事業例】

現在の事業領域とは異なる分野に新たに進出する事業

- ・建設業者がリサイクル品を販売する
- ・情報通信業者が娯楽施設を整備運営する

③ DXの推進

【対象事業例】

ITツールを導入し、業務の効率化や省力化により労働生産性の向上を目指す事業

- ・重機の自動オペレーション化を行う
- ・車両運行実績の自動記録化を行う

【3】対象経費

新商品や新サービスの開発、新事業分野への進出、DXの推進など、収益力向上に資する事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費

- ①開発費、②設備・備品費、③委託費、④店舗改装費、⑤広告宣伝・販売促進費、⑥ウェブサイト関連費、⑦その他 ※詳細な規定がありますので必ず募集要領をご確認ください

※交付決定前に契約・購入等した経費は対象外です。
※店舗改装費は、40万円（税抜額）を上限に補助対象経費として認めます。
※広告宣伝・販売促進費は補助対象経費の2割まで補助対象経費として認めますが、単独での申請は認めません。
※ウェブサイト関連費は40万円（税抜額）を上限に補助対象経費として認めます。
※パソコンや営業車両等の汎用性の高い物品、コピー用紙・原材料等の消耗品の購入費は対象外となります。

【4】補助率 対象経費の2/3（上限額50万円）

【5】受付期間 令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）

※令和8年3月10日（火）までに実績報告が提出可能な事業が補助の対象です。

制度の詳細・お問合せ

申請書の提出先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729

